

「信州デジタルコモンズ」のデータ登録に関する確認事項

1 目的

『信州デジタルコモンズ』のデータ登録に関する運用規程（以下「規程」）第7条により、「信州デジタルコモンズ」にデータを登録する機関が必要とするメタデータ及びコンテンツデータの形式、データの登録方法に関する事項を定める。

2 登録対象となる情報資源の種類

「規程」第4条に定める資料には以下のようなものがある。

- (1) 書籍、書跡、典籍、古文書、文書など。（主として文字により情報を記録したもの。）
- (2) 絵図、地図、写真、絵画など。（平面の画像により情報を記録したもの。）
- (3) 映像、音声など。（画や音声及びそれらの同期により情報を記録したもの。）
- (4) 建造物、彫刻、工芸品など。（立体物を画像化したもの）

3 コンテンツデータの形式

コンテンツデータとして登録可能なファイルは以下とする。

- (1) 静止画：TIFF（非圧縮）、JPEG、JPEG 2000（Part1）
- (2) 動画ファイル：AVC（H.264）コーデックのmp4
- (3) 音声ファイル：mp3もしくはAACコーデックのmp4
- (4) 3Dファイル：GLTF（※モデルとテクスチャーを分離可能だが、基本は1ファイルにまとめたもの）
- (5) PDFファイル

※上記ファイルフォーマット以外のファイルを登録希望の場合は、県立長野図書館に相談するものとする。

4 メタデータ

登録者は、コンテンツごとにメタデータを作成する。形式は別添のとおりとする。

5 各データの登録

登録者は、規程第5条第3項により、県立長野図書館長が送付する資料（マニュアル等）に基づき、メタデータ及びコンテンツを登録する。県立長野図書館は、作業に対するサポートを行う。

6 公開を前提とした登録

登録者は、公開を前提とした登録を行い、公開する予定のないデータの保存・保管を目的とした登録は行わない。

7 データの非公開設定

6に関わらず、登録者は一度公開したコンテンツについて、著作権、肖像権等の問題が生じた場合は登録者の判断で非公開にできる。